

平成 24 年度 環境技術実証事業 閉鎖性海域における水環境改善技術分野実証対象技術への選定希望技術の募集について（お知らせ）

平成 24 年 1 月 16 日（月）
環境省水・大気環境局水環境課
閉鎖性海域対策室
直 通：03-5521-8320
代 表：03-3581-3351
室 長：富坂 隆史（内線 6660）
室長補佐：橋本 浩一（内線 6661）
主 査：千野 貴彦（内線 6666）

環境技術実証事業 閉鎖性海域における水環境改善技術分野の実証運営機関である一般財団法人みなと総合研究財団では、環境技術実証事業閉鎖性海域における水環境改善技術分野の平成 24 年度実証事業の実施に当たり、平成 24 年 1 月 16 日（月）から 2 月 1 日（水）まで実証対象技術への選定を希望する技術を募集します。

1. 背景・経緯

環境技術実証事業は、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を促進することを目的としています。

今般の技術募集は、環境技術実証事業の対象分野のうち閉鎖性海域における水環境改善技術分野について、実証対象技術への選定を希望する技術開発者等から選定希望技術を募集し、その結果を実証機関公募時に提示することにより、本分野の技術実証をより一層推進することを目的として実施するものです。

2. 応募資格者

閉鎖性海域における水環境改善技術分野において、平成 24 年度に技術実証を希望する企業、団体等

3. 応募方法

- ・別添－1 に示す様式に必要事項を御記入のうえ、技術の紹介用パンフレット等の参考資料とともに、受付期間内に 6. 応募先まで、電子メール又は郵送により提出してください。

- ・電子メールで提出する際は、件名を「閉鎖性海域における水環境改善技術分野 平成 24 年度実証対象技術への選定希望(会社名)」としてください。なお、実証運営機関が受信可能な電子メールの容量は、2MBまでです。
- ・郵送する場合は書留郵便等の配達記録が残る方法により行ってください。

4. 募集期間

平成 24 年 1 月 16 日(月)から平成 24 年 2 月 1 日(水) 17 時まで
(郵送の場合は 2 月 1 日(水) 必着)

5. その他留意事項等

- ・提出書類への記載事項については、企業名等を特定できる情報を除いて、平成 24 年度実証機関の公募の際の参考資料として公表することを予定しています。
- ・実証対象技術は、平成 24 年度の実証機関が公募を行い選定します。今回の応募をもって実証対象技術への選定を意味するものではありません。
- ・平成 24 年度の実証対象技術に選定された場合、当該技術の実証申請者は実証試験等に係る経費のうち、「測定・分析等」、「試験に伴う消耗品」、「人件費」、「出張旅費」の 4 項目に関する手数料を負担することになります。
- ・実証対象技術の選定にあたっては、別添-2 の実証試験要領に定める選定の観点等を満たす必要があります。その他、実証試験は実証試験要領に基づき実施しますので参考にしてください。(実証試験要領は年度ごとに改訂されますので、平成 24 年度の実証試験実施に際しては変更の可能性があります。)
- ・本事業全般については、環境技術実証事業のホームページ(<http://www.env.go.jp/policy/etv/>)を参照してください。

6. 応募先

実証運営機関

一般財団法人みなと総合研究財団

担当：中島、岡田

電子メール：etvheisasei@wave.or.jp

住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-1-10 第 2 虎の門電気ビル 4 階

電話：03-5408-8298

Fax：03-5408-8747

<添付資料>

- ・別添-1 平成 24 年度環境技術実証事業 閉鎖性海域における水環境改善技術分野 実証対象技術への選定希望調査応募様式
- ・別添-2 閉鎖性海域における水環境改善技術分野 実証試験要領(手数料徴収体制版) 第 2 版

(別添－ 1)

平成 24 年 月 日

平成 24 年度環境技術実証事業 閉鎖性海域における水環境改善技術分野
実証対象技術への選定希望について

環境技術実証事業 閉鎖性海域における水環境改善技術分野の平成 24 年度実証対象技術に応募する意向を持っておりますので、技術の概要等を提出します。

企 業 名 : _____

担当者連絡先

所属部署 :

担当者氏名 :

住所 :

電話番号 :

F A X 番号 :

e-mail アドレス :

技術・製品の名称 :

2. 実証対象技術の適用と、終了後の原状回復

準備期間（実証対象技術の組み上げ、設置、調整にかかる期間の合計）：

設置（該当するもの全てに☑）

場所 海面 海底 海岸

防波堤・護岸等の工作物本体 防波堤・護岸等の工作物近傍

実証対象技術の設置に伴い、現場の改変を要する（海底 海岸）

その他、海岸、海面、海底の占有申請の際に留意すべき事項があれば、記入してください。

試験終了後の原状回復の方法と、原状回復までの期間：

実証試験終了後、実証対象技術の一部または全部について、回収等をせずに残置することを前提とする技術については、それによって問題が生じないことを説明してください。（例：生分解性素材を使用しているため回収しなくても悪影響を与えない 等）

3. 技術の先進性

特許・実用新案等の申請・取得状況、論文発表、受賞歴等を記入してください。特に特許については、特許番号、現在の特許権者とその持分を明記してください。

4. その他（特記すべき事項）

--

5. 安全性、生態影響試験結果について

1) 薬剤等を用いる技術については、病原性、有害物質の産生性等の、人やその他の生物に対する影響についての文献調査結果や分析結果を提出してください。

なお、実証機関への申請の際には、OECDテストガイドラインに則った生態影響試験に関しては「新規化学物質等に係る試験を実施する試験施設に関する基準」（化審法G L P基準）に適合する試験機関による試験結果を提出することになりますのでご承知おきください。

生態影響試験については、別添－2 本実証試験要領6ページ（表3）に示してあります。

2) 機器・装置・用材からの成分の溶出の恐れがある技術については、実証機関への申請の際に、溶出試験の結果が添付資料として提出が必要です。安全性が確認できない場合は、申請が受け付けられないことがあります。

これらの文献調査や試験は、応募者の自己負担となります。

(別添2)

第2版

環境技術実証事業
閉鎖性海域における水環境改善技術分野

閉鎖性海域における水環境改善技術
実証試験要領
(手数料徴収体制版)

平成22年4月28日

(実証運営機関)

財団法人 港湾空間高度化環境研究センター
環境省水・大気環境局

目次

本編	1
I. 緒言	1
1. 事業の目的	1
2. 対象技術	1
3. 用語の定義	2
4. 実証試験の基本的な考え方	2
5. 実証試験の内容及び概要	2
II. 実証試験実施体制	3
1. 環境省	3
2. 環境技術実証事業検討会	3
3. 実証運営機関	4
4. 閉鎖性海域における水環境改善技術ワーキンググループ	4
5. 実証機関	4
6. 技術実証委員会	4
7. 環境技術開発者（実証申請者）	5
8. 実証試験実施場所の所有者または管理者	5
III. 実証対象技術の選定	6
1. 公募	6
2. 申請	6
3. 実証対象技術の選定	7
IV. 実証試験の設計	8
1. 実証試験の条件の決定	8
2. 実証試験の目的と調査項目の決定	9
3. 試験期間と日程の決定	11
4. 実証試験計画の策定	11
V. 実証試験の実施	12
1. 実証対象技術の準備	12
2. 維持管理	12
3. その他	13
VI. 実証試験中間報告書の作成	13
VII. 実証試験の延長申請	13
VIII. 実証試験結果報告書の作成	14
IX. 実証試験実施上の留意点	14
1. データの品質管理	14
2. データの管理、分析、表示	15
3. 環境・衛生・安全	16
4. 手数料	16
5. 実証試験の変更又は中止について	19
付録0：実証機関において構築することが必要な品質管理システム	20
付録1：実証試験申請書	24
付録2：実証試験計画	38
付録3：実証試験中間報告書 様式	40
付録4：実証試験延長申請書（実証試験中間報告書） 様式	47
付録5：実証試験結果報告書 概要フォーム	55
付録6：移入種に関する本技術分野ワーキンググループの見解	63

付録 7 : 生物生息環境調査項目及び調査方法事例	64
資料編	i
Ⅰ. 環境技術実証事業の概要	I
Ⅱ. 「環境技術実証事業」実施体制	II
Ⅲ. 環境技術実証事業の流れ	III
Ⅳ. 平成 21 年度環境技術実証事業検討会 閉鎖性海域における水環境改善技術 ワーキンググループ設置要綱 (案)	IV
Ⅴ. 閉鎖性海域における水環境改善技術分野ワーキンググループにおける検討経緯	VI

本編

I. 緒言

事業の目的

環境技術実証事業（以下「本事業」）は、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展に資することを目的とする。

閉鎖性海域における水環境改善技術分野（以下「本技術分野」）では、「2.対象技術」に定める環境技術を対象に、本事業を行うものとする。

対象技術

本技術分野の対象となる技術とは、以下のいずれかの効果を発揮することを主たる目的とする技術全般を指す。

（ア）水質及び底質を現地で改善する技術

- ① 「水質の改善」は、海域に関する生活環境項目の改善とする。
- ② 「底質の改善」は、有機物、硫化物などの改善及び窒素・リンの溶出抑制とする。

（イ）生物生息環境の改善に資する、海域に直接適用可能な技術

- ① 藻場・干潟の保全・再生技術
- ② 貧酸素水塊・青潮の発生、赤潮の発生等、生物生息環境の悪化をもたらす現象を抑制・解消する技術
- ③ その他、生物生息環境を改善する技術